



# 佐賀市ますづくし 自治基本条例

笑顔と元気に満ちた  
“まがんます”へ



## ■まちづくりって何？

### まちづくりとは？

「まちづくり」と聞くと道路や公園の整備、建物の工事などのハード的な部分をイメージされるかもしれませんが、しかし、ハードの部分だけでなく、例えば、地域の清掃活動や伝統文化を守る取り組み、まつりやイベントの開催など、ソフト的な部分もあり、市民のみなさんにも取り組んでもらえるまちづくりは、身近に沢山あります。

### 身近なまちづくりとは？

地域の子  
どもたち  
を見守る。



自治会の活動に  
参加する。



資源回収や清掃  
活動に参加する。



選挙で市長や  
議員を選ぶ。



市の広報誌や  
ホームページを  
見る。



市役所のアン  
ケート等に答える。



地域で支え合う  
活動を行う。



地域のイベント  
に参加する。



地元の公開講座  
に参加する。



まちづくりを進めるには、みんな（各主体）が全体で共有でき、それぞれの役割がはっきりと分かるルールが必要です。

## ■まちづくり自治基本条例とは？

みんなでまちづくりを進めるためにつくられたもので、自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明確にし、市民の権利や市（行政等）の役割、仕組みなどを定めたまちづくりを進めるためのルールです。

### まちづくり自治基本条例のポイント

まちづくりの  
基本原則  
(ポイント)

#### 情報共有

市民がまちづくりに参加し、活動することは、情報の共有から始まります。

#### 市民参加

市民はまちづくりに参加する権利を持ち、積極的にまちづくりに関わります。

#### 協働

市民、市民活動団体、事業者、議会、行政はお互いに得意なことを活かして、協力します。

自治の基本理念  
(合い言葉)

市民等が主体のまちづくり

目標  
(みんなの願い)

安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

子どもたちが  
大好きなふるさと  
として誇れる  
まちにしたい

誰もが人と人との  
つながりや温もりを  
感じられる  
ようにしたい

安心して  
心豊かに  
生活できる  
ようにしたい

豊かな自然を  
大切にし、  
歴史や文化を  
守りたい

## ■それぞれの得意分野を活かし、みんなで進めるまちづくり

- ・お互いに情報を共有して、協力しながらまちづくりを進めていきましょう。
- ・市民、市民活動団体、事業者、議会、行政はそれぞれの役割を果たしながら、まちづくりを進めます。

市民、市民活動団体、事業者は、様々な機会でもちづくりの役割を担っています。



参加

協働

協働

参加

◆まちづくりのポイント

情報共有

市民参加

協働

情報共有

二元代表制\*による  
役割分担



市の意思決定機関としての役割を担っています。



市長を代表として、市民のための事業を実施する役割を担っています。

\*二元代表制とは、住民の代表である市長と議会がそれぞれの立場で話し合い、よりよい行政運営を行うもの

## ◆市民

助け合いの精神を持ってまちづくりに参加します。

佐賀市に住民票を  
持っている人=住民



- ・地域の活動に関わる
- ・NPO活動に参加する など

様々なまちづくり活動へ参加することが、まちの元気につながります。

佐賀市に通勤、  
通学する人



- ・イベントや行事に参加する
- ・買物をする など

佐賀市のイベントや行事などに関わることで、まちのにぎわいにつながります。

佐賀市に  
不動産を有する人



- ・周辺に迷惑がかからないように維持管理する など

所有する不動産を通じて景観形成などのまちづくりに関わります。

## ◆市民活動団体（自治会、NPO等）

まちづくりの中核となる担い手であり、様々な活動を通じて地域の課題解決や活性化に貢献します。

自治会 等

- ・子どもの見守り
- ・地域清掃活動 など



これまでも様々な活動が行われていて、地域の中心的な存在です。

特定非営利活動法人(NPO)等

- ・高齢者福祉
- ・環境保全 など



いろいろな分野やテーマで取り組まれていて、さらに活動の広がりが期待されます。

## ◆事業者

事業活動を行う際には、地域社会との調和を図ります。

佐賀市内で事業を営む 個人や団体

- ・雇用の創出
- ・地域経済活動に貢献
- ・地域イベントに参加 など



ごみの減量やリサイクル、地域イベントへの参加など、地域社会への貢献と、事業活動における地域との調和が期待されます。

※「市民等」のなかでも「情報共有」「市民参加」「協働」によるまちづくりを進めましょう。

## まちづくりのポイントって何？

### 情報共有

～まちづくりはまず知ること、そこからスタートです！～

まちづくりを行う上で、大切なことは、まず情報を知ること、伝えること、つまり、共有することです。

#### ●行政と市民のみなさんの情報共有

行政は積極的に情報を提供し、市民のみなさんと情報を共有してまちづくりに取り組みます。

必要な情報を知りたい時、どうしたらいいんだろう？  
いろんな情報があるけど、わかりやすく伝えてもらえたらいいなあ。



佐賀市で暮らす  
Tさん



市役所職員の  
Sさん

- ・行政側からは、わかりやすく市政やまちづくりに関する情報を提供するように努めます。
- ・市政やまちづくりに関する情報を発信しています。

例えば

市報



市のHP  
(インターネット)



テレビやラジオ



市役所窓口や  
市民活動プラザ



#### ●民間のまちづくりに関する情報の共有

市民活動団体も積極的に情報提供を行い、市民のみなさんと情報を共有してまちづくりに取り組みます。



NPO法人の  
Gさん

イベントになかなか人が集まらないんだよねあ。



ボランティア団体の  
Aさん

自分たちの活動をみんなに知ってもらうには、どうしたらいいんだろう？

地域で一緒に活動する仲間を増やしたいけど・・・



地域役員  
Yさん

- ・市民活動団体のみなさんも積極的に情報を発信してみませんか。
  - ・佐賀市では様々な市民活動団体がいろんな取り組みを実施していますね！
- 例えば、こんな方法があります。



市役所職員の  
Nさん

Facebook、  
ツイッターなどの  
SNS※を活用

新聞などへの  
掲載

市民活動プラザへの  
チラシの設置

市民活動  
応援制度  
「チカラット」への  
応募

※SNSとは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service=SNS)」とは、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことで、

## 市民参加

### ～あなたのできる身近なことは？～

例えば、市の説明会などに参加して意見を言ったり、身近なまちづくり活動に参加してみましょう。

#### ●まちづくりへの参加

身近な活動に積極的に参加してみましょう。

- ・地域の活動への参加（清掃活動、イベントなど）
- ・NPO活動への参加（環境保全、子育て支援など）
- ・ボランティア活動への参加（福祉、観光ガイドなど）



#### ●市政への参加

市政に参加する様々な機会があります。積極的に参加してみましょう

- ・市の説明会やシンポジウムなどへの参加
- ・市民アンケートへの回答
- ・パブリックコメント
- ・審議会などの公募委員



## 協働

### ～みんなでまちづくりを進めましょう！

市民、市民活動団体、事業者、議会、行政はそれぞれ得意とすることが違います。お互いの得意なことを活かして連携することでお互いに効果を高めることができます。

〈協働の取り組み例〉

#### ●地域と行政の協働

～地域の河川清掃～



#### 地域

- ・住民への声かけ
- ・清掃活動

#### 行政

- ・道具の貸出
- ・ごみの回収

#### ●地域と事業者の協働

～バザーの開催～



#### 地域

- ・物品収集・販売
- ・広報
- ・収益金の活用

#### 事業者

- ・物品の提供
- ・広報への協力

## ■みんなで取り組むまちづくり

一緒にまちづくりに  
取り組みましょう！

これから  
に向けて

これからさらに深刻化する人口減少、  
少子高齢化や環境の問題などを含め  
て、地域の課題を解決するためには、  
みんなで考えて、みんなで力を  
あわせていくことが大切です。



まちづくりを進めるには、それぞれの  
役割がはっきり分かり、共有でき  
るルールがあれば、みんなが同じ気  
持ちで、取り組めます。

このルール（条例）をきっかけに自分  
たちのまちを見直すとともに、「自分  
たちのまちを良くしていこう」といっ  
た気持ちをもって、取り組んでいきま  
しょう。



地域の活動や NPO 活動などが盛んにな  
れば、みんなが描くまちに近づいてい  
くのではないで  
しょうか。

### 地域団体

- ・自治会
- ・消防団
- ・女性の会
- ・PTA
- ・青少年
- ・健康/スポーツ
- ・子ども会
- ・校区社協
- ・老人クラブ
- ・民生児童委員会
- ・その他



# 安心して暮らし続けることができる地域社会

## 笑顔と元気に満ちた “さがんます”へ

佐賀市まちづくり自治基本条例  
(施行日 2014 年 4 月 1 日)

発行：佐賀市／担当：協働推進課  
TEL：0952-40-7078 FAX：0952-40-7385  
HP：<https://www.city.saga.lg.jp>

